

先進地紹介

## 高崎市中心市街地活性化の取り組み

～高崎まちなかオープンカフェ（高カフェ）・高崎まちなかコミュニティサイクル（高チャリ）～

つくば市都市建設部都市計画課 主査 渋谷 亘

茨城県都市計画協会が主催する先進地視察に参加し、群馬県と新潟県のまちづくり先進地を訪れました。その中で「中心市街地活性化」と「まちなかの賑わい創出」をテーマに研修を行った群馬県高崎市の「高カフェ」、「高チャリ」の取り組みをご紹介します。

### ■高崎市の概要

高崎市は、群馬県南部のほぼ中央に位置し、約460km<sup>2</sup>の市域を持つ、人口約37万人の中核市です。江戸時代には中山道随一の宿場として栄え、古くから交通の要衝として発展してきました。現在でも、関越・上信越・北関東の3本の高速自動車道、上越、北陸の2本の新幹線、高崎線などのJR在来線5本が結節する国内有数の交通拠点として成長を続けています。

### ■中心市街地の特徴と戦略

高崎市の中心市街地は、その広域交通拠点性から、商業集積が高まり、公共公益施設が集中して立地するなど、県内最大の都市として発展を遂げてきましたが、郊外での大型小売店の立地や、小規模住宅開発によるスプロールが生じ、中心市街地の地位は相対的に低下してきました。中心市街地は、まちの「顔」であり、「品格」を表すものであることから、広域交流拠点機能をさらに充実させ、快適で賑わいのある都市を再生するなど、人々を魅きつけるまちづくりが急務となり、平成20年に「高崎市中心市街地活性化基本計画」の認定を受け、楽しく歩いて回遊できるコンパクトな中心市街地の形成を目指し、まちづくりを戦略的に進めることとしました。

### ■オープンカフェの開始へ

中心市街地活性化基本計画に基づき、施策を推進していく中で、都市再生特別措置法が改正され、道路占用許可の特例制度が創設されました。法改正以前には、道路の敷地外に余地がなく、やむを得ない場合で、かつ、一定の基準に適合していなければ道路の占用は許可されませんでした。特例制度創設後は、まちの賑わい創出につながるような、オープンカフェなどの食事施設や自転車駐車器具等が歩道上に設置することが認められるようになりました。

高崎市と高崎商工会議所では、中心市街地の新たな賑わ

いの創出や回遊性の向上を図るため、この制度にいち早く着目し、まずは、社会実験で様々な事案を検証することとしました。

市や商工会、商店街、店主などで構成する「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会(商工会が事務局)」を結成し、1ヶ月間社会実験を実施したところ、通行上の支障はなく、苦情も寄せられなかったことから、平成25年「高崎のまちがカフェになる」をスローガンに、13店舗の出店により「高カフェ」がグランドオープンしました。

### ■事業概要

〔種類〕 地先歩道利用型(当該店舗の敷地に接する歩道上に設置するもの)

〔実施期間〕 毎年4月から11月(イベント時は除く)

〔営業日・時間〕 店舗の営業日の8時から22時まで

〔出店料〕 道路占有・利用料、事務経費等を充当するため出店料を協議会が各店舗から徴収



〈高カフェ MAP〉



### ■高崎まちなかコミュニティサイクル(高チャリ)

中心市街地の活性化、回遊性の向上を目的として、コミュニティサイクル事業(まちなかにいくつもの自転車貸出拠点(サイクルポート)を設置し、利用者がどこでも貸出・返却出来る新しい交通手段)も取り組んでいます。こちらも商工会が事務局となった協議会を設置し、道路占用許可の特例を活用しています。

※登録は不要で、利用料も無料(100円を入れると鍵が外れる。返却時に鍵を刺すと100円が戻る)。



### ■おわりに

オープンカフェは、つくば市でも実証実験中であり、制度等の検討を進めていることから、今後も高崎市の事業については注目していきたいと思えます。